

平成18年分農業所得の申告について

(平成19年2～3月申告分から農業標準による申告が廃止になります)

これまで、収支計算が困難な小規模の米作農家の方々については、申告の目安として水稻所得標準を適用して申告されていた方もおりましたが、平成18年分から水稻所得標準が廃止されます。これにより、農業所得は収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で申告していただくことになります。

◎収支計算とは

収入金額 − 必要経費 = 所得金額

- ・農業所得を計算するには、毎年1月1日から12月31日の間の、農業に伴う収入と必要経費をそれぞれ正しく把握する必要があります。
- ・農協の通帳や購買明細書、領収書を必ず残して正確な金額を確認できるようにしておきます。(5年間保存)

◎確定申告のために
購買明細書や領収書などを保管する場所をきめておくとう便利で。 (別々の箱に入れて保管するなど)
また、領収書などの日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録 (記帳) しておくと、申告するときに役立ちます。

◎農業所得の収入・必要経費の内訳
農業所得の申告書の作成にあたっては、収入と経費をそれぞれの項目ごとに分けて把握します。主なものは次のとおりです。
収入金額となるもの

項 目	具 体 的 な 計 算 方 法
農産物の販売金額	農産物の種類ごとに1年間の販売金額 (消費税、手数料などを含まず) を合計します。
家 事 消 費 等	自家用 (贈答用を含まず) および事業用に消費した数量に、収穫時のいわゆる通常他に販売する価額を乗じて計算します。
雑 収 入	作業受託収入、補助金、共済金などについてそれぞれ区分ごとに計算します。

◎必要書類・農協などの精算書、領収書の控え、振込みのあった預金通帳など
必要経費となるもの

項 目	具 体 的 な 内 容	参 考 事 項
雇 人 費	常雇、臨時雇人などの労賃、賄費	
小 作 料 ・ 賃 借 料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料など	
減 価 償 却 費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費	耐用年数を経過したものは計上できません。
利 子 割 引 料	農業に係る借入金の支払利息	元金の返済額は必要経費になりません。
租 税 公 課	農業用資産の固定資産税、自動車税、水利費など	所得税、住民税、国民健康保険税、国民年金掛金、加算税、罰金、住宅用の固定資産税、農業用以外の車の自動車税などは必要経費になりません。
種 苗 費	種もみ、種子苗などの購入費用	
肥 料 費	肥料の購入費用	
農 具 費	取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については減価償却の対象となります。
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用、共同防除費など	
諸 材 料 費	ビニール、縄、針金などの購入費用	
修 繕 費	農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など	金額、性質によっては減価償却に該当することがあります。
動 力 光 熱 費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費	家事に使った分や、レジャーでドライブに使った分などは含まれません。
作 業 用 衣 料 費	作業衣、長靴などの購入費用	
農 業 共 済 掛 金	水稻、農業用車両などに係る共済掛金	生命保険などは必要経費になりません。
荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料	売上から差し引かれている場合は、経費に計上すると二重計上となりますので、ご注意ください。
土 地 改 良 費	土地改良事業の受益者負担金	
雑 費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用 (農業の専門誌、事務用品代など)	

◎必要書類・領収書、請求書、通知書、引き落としのあった預金通帳など
申告の際は必ず上記項目ごとに金額を集計しておいてください。

☆ご不明な点がございましたら税務課住民税係 (内線131・132) までお尋ねください。

センタールーム活動 (10:00~11:30)

月 相談日	火 行事	水 交流日	木 お教室	金 お教室
				1 フリー サークル
4 ☆ MILKの日	5 ♪ 体操 河村先生	6 さくらんぼ 0歳児交流	7 フリー サークル	8 フリー サークル
11 ☆ MILKの日	12 ♪ 公園であそぼ	13 いちご 1歳児交流	14 お教室 申し込み	15 フリー サークル
18 敬老の日 センター休み	19 ♪ 音楽リズム 雨森・岡部先生	20 りんご 2・3歳児交流	21 お教室 説明会	22 フリー サークル
25 ☆ MILKの日 ♪発育測定	26 ♪ 誕生会・食会 お話ルーム	27 花モモ お年寄り交流	28 お教室A 1回目	29 お教室C 1回目

- ・相談日の☆印は、担当者がすぐに対応させていただきます。
- ・♪印のある活動は要予約（9月の行事予約は8月下旬開始）
予約される方は、直接支援センターへ申し込みにきてください。
- ・センタールーム活動に参加されない場合でも自由に遊ぶことができます。

毎週月曜日（園庭開放日） 9:30~12:00
毎週木曜日（コアラちゃんの日） 9:30~11:30

4日(月)	園庭開放日
7日(木)	戸外あそび
11日(月)	園庭開放日
14日(木)	おもちゃづくり
18日(月)	敬老の日(休み)
21日(木)	園児と遊ぼう！
25日(月)	園庭開放日
28日(木)	料理教室(春日保健センター)

【かすが保育園子育て支援センター】
春日小宮神1071
TEL 57・2319

☆この事業は、社会教育課と子育て支援課が連携して実施します。

■申込開始日 9月14日(木)10時30分
※直接揖斐川子育て支援センターへ申し込みにきてください。(電話受付はしません)

■参加費 無料(必要ときは、実費徴収します)

■期間 9月下旬から12月中旬(全5回)

※1グループ…子ども10名
1グループ、金曜日2グループ

■実施場所 揖斐川子育て支援センター

■対象 未就園親子

乳幼児の親子集まれ！
平成18年度後期 お教室募集

老人福祉センターの浴場(風呂)は
9月末をもって廃止させていただきます

揖斐川町老人福祉センターの浴場(風呂)の利用は、施設の老朽化などにより9月30日をもって廃止とさせていただきます。(ただし、修理不能な状況になった場合には、その日をもって廃止となります。) 長年のご利用ありがとうございました。

なお、今後入浴については、「かすがモリモリ村」、「久瀬温泉 白龍の湯」を利用していただくことを検討いたします。利用方法などはお知らせします。 ※浴場を除く施設につきましては、従来通り使用していただけます。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場社会福祉課 TEL 22・2111

法務局からのお知らせ

岐阜地方法務局揖斐川出張所は、平成18年10月23日(月)をもって、岐阜地方法務局大垣支局へ統合します。

これまで揖斐川出張所で取り扱った揖斐郡揖斐川町、池田町、大野町の登記事務は10月20日(金)で業務を終了し、10月23日(月)からは大垣支局で取り扱うこととなります。

この統合により、従来登記簿で処理していた不動産登記事務は、コンピュータで処理することとなります。
また、商業・法人登記事務についても、コンピュータでの処理を順次開始します。

大垣支局の所在地
〒503-0088 大垣市丸の内1丁目19
岐阜地方法務局大垣支局
TEL 0584・78・3347

今後予定している新たなサービス
・登記情報提供サービス
・不動産登記、商業・法人登記情報をインターネットで確認できます。

・オンライン登記申請
不動産登記、商業・法人登記の申請がインターネットを利用して行うことが可能となります。
・証明書オンライン請求
登記事項証明書および印鑑証明書の送付をインターネットを利用して請求いただくと、速やかに郵便などにより証明書を送付します。

詳しくは次までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 岐阜地方法務局総務課
TEL 058・245・3181(代)

揖斐川町放送通信ネットワーク クに関するお知らせとお願ひ

揖斐川町では「放送通信ネットワーク整備事業」の平成18年度工事を発注しました。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■CATVケーブル敷設工事について
町内に張り巡らせる揖斐川町のケーブル網（光と同軸）については、その多くが中電・NNTの電柱に架設されます。電柱の中には、私有地に立つものもあります。これら中部電力・NNT電柱の土地所有者の皆さんには、揖斐川町のケーブルが増架されることにご理解をいただき、ご了解いただきま

すようお願いします。
また、電柱の補強等工事が中電・NNTにて行われる場合があります。土地所有者の皆さんのご了解をいただくことがありますので、ご協力をいただければ幸いです。

【お問い合わせ先】 情報政策課

TEL 21・3171

年金相談時間が延長になりました

各社会保険事務所、岐阜年金相談センターでは、年金相談などの受付時間が午前8時30分から午後5時15分となり、従前と比べて15分延長となりました。

休日の開庁日（毎月第2土曜日）午前9時30分から午後4時までと、毎週の月曜日（休日の場合は火曜日）午後

5時15分から午後7時までの年金相談と併せてご利用ください。

年金相談の予約ができます

岐阜県内の各社会保険事務所、岐阜年金相談センターでは、休日の開庁日（毎月第2土曜日）午前9時30分から午後4時までと、毎週の月曜日（休日の場合は火曜日）午後5時15分から午後7時までの年金相談の予約ができます。

◎予約することのメリット

- ・少しの待ち時間で年金相談が受けられます。
 - ・自分の都合のよい時間を希望できます。
 - ・相談窓口が混雑していても、最優先で対応いたします。
 - ・あらかじめ相談したい内容を確認することで、すばやく相談を終えることができます。
- ◎予約は来所または電話で受け付けしています。

岐阜南社会保険事務所

岐阜市市橋2・1・15

TEL 058・273・6161

岐阜北社会保険事務所

岐阜市大福町3・10・1

TEL 058・294・6363

大垣社会保険事務所

大垣市八島町114・2

0584・78・5166

岐阜年金相談センター

岐阜市香蘭2・23

TEL 058・254・8555

人権相談所の開設について

人権相談は、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題、いじめ、体罰、部落差別、女性差別など差別問題、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続など）、借地借家、近隣間のもめごと、悩みごとなど、法務大臣から委嘱された人権擁護委員のみなさんが相談に応じます。

また相談は無料で秘密は厳守します。どなたでもお気軽にご利用ください。

多重債務110番の設置について

県の消費生活相談窓口には、平成14年度のピーク時に比べ少ないものの、依然として多数の「多重債務」に関する相談が寄せられています。こうした、多重債務者の支援の一助とするために、県弁護士会、県司法書士会のご協力を得て、次のとおり「多重債務110番」を開設します。

■日時 9月23日（土・祝）

10時～16時

■電話番号

058・277・1003
岐阜県県民生活相談センター
（岐阜市藪田南5・14・53）

岐阜県県民ふれあい会館内）

■相談料

無料

■相談対応

弁護士、司法書士、消費生活相談員

■注意事項など

- ①相談受付の電話番号は、県民生活相談センターの番号と同じですが、当日は多重債務以外の相談の受付は行いませんのでご注意ください。
- ②電話相談が基本ですが、来所での相談も承ります。当日、あらかじめ電話にてご予約ください。

9月11日は「警察相談の日」

スローガン 《警察相談 かけて安心 #9110》

緊急事件・事故以外の相談は「#9110」

または警察安全相談室（058-272-9110）、各警察署へお電話ください。

※「#9110」はプッシュ回線、携帯電話、PHSから利用できます。

★警察本部・警察署には警察安全相談担当がおり、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、その他安全・平穏について相談などに応じています。

【警察の主な相談窓口】

相談窓口	相談内容	電話番号
警察安全相談室	犯罪被害の未然防止や生活の安全に関する相談	058-272-9110 (#9110)
犯罪被害者相談室	犯罪被害による心の悩みに関する相談	0120-870-783
ストーカー110番	ストーカーに関する相談	0120-794-310
本部少年サポートセンター ヤングテレホンコーナー	いじめ、少年非行、福祉犯の取り締まりなどに関する相談および犯罪被害少年への支援活動	058-274-3000 0120-783-800
各地区少年サポートセンター (西濃地区)	共通フリーダイヤル 0120-783-802	0584-78-7838
廃棄物110番	廃棄物に関する相談	058-272-8615(FAX兼)
けん銃110番	けん銃に関する相談	058-273-7410
駅施設における警察安全相談	列車内および鉄道施設における痴漢などに関する相談	058-253-3435
暴力110番	暴力(団)に関する相談	058-274-7444

起業支援セミナー受講者募集

これから独立・開業しようとする皆さんを対象に、「起業支援セミナー」を開催します。ぜひご参加ください。

■開講日時とカリキュラム

10月

7日(土) AM 起業家の世界へのアプローチ
PM 事業アイデアの創出

14日(土) AM 眼力強化と業種チェック
PM 事業完成イメージと実行計画

21日(土) AM 経営者・組織の強化プラン
PM 財政面での事業計画チェック

28日(土) AM 市場・商品・サービスの具体化
PM 販売・提供・集客・店舗の企画

11月

4日(土) AM 事業計画の磨き上げ
PM プレゼンテーションの実践

AM 9時30分～12時30分
PM 13時30分～16時30分

■対象 企業を目指す方、起業に関心のある方

■定員 40名

■講師 宇治川一清氏

(経営コンサルタント)

■受講料 5,000円

■会場

第1・2・4・5日 揖斐川町商工会館

第3日 大野町商工会館

■申し込み 9月1日(金)から揖斐川町商工会で受け付けます。

【お問い合わせ先】 揖斐川町商工会

TEL 22・6185 FAX 22・2561

職業生活設計セミナー開催

■日時 9月12日(火)

午後1時30分～午後4時

■場所 大垣市民会館南棟第2会議室

■テーマ 「セカンドライフ設計に役立つ〈年金〉」豊かな老後のライフプランを考える

■講師 社会保険労務士 高野芳一氏

■定員 30名(先着順)定員になり次第締切

■参加費 無料

■対象者 45歳以上で在職者の方

■申込・お問い合わせ先 定年間近の方(離職者も可)など

■申込・お問い合わせ先

岐阜高齢期雇用就業支援コーナー

〒500-8856 岐阜市橋本町2-20

濃飛ビル5階 TEL 058・251・8551

絵手紙・フラワーアレンジメント教室開催

■場所 老人デイサービスセンター

まほろば

■対象者 老若男女どなたでも

■費用 無料

■定員 絵手紙コース、フラワーアレンジメントコース

※各コース先着10名(両コース共受講可能)

■日程 9月21日(木)

9時30分～10時30分 絵手紙教室

10時45分～11時45分

フラワーアレンジメント教室

【申込・お問い合わせ先】 電話でお申し込みください。

老人デイサービスセンター まほろば

TEL 35・0058 担当・若原

いびがわマラソン情報！

いびがわマラソンは、昨年のゲスト金哲彦さんに「日本のボストンマラソン」と評されました。ボストンマラソンは、アメリカマサチューセッツ州で行われる、世界で一番古い大会(オリンピック除く)で、今年110回を迎えました。

“走ることを愛する人なら誰でも、一度は走って、思い出のゴールを味わいたい”といわれるこの大会の魅力は、運営面はもとより、ボランティアの質の高さ、そして何より、ボストン市民をあげてランナーをサポートする姿に、ランナー誰もが心を打たれるといえます。伝統ある大会ですから、ランナーを思う心は、親から子、子からまたその子へと繋げられ、家族が、そして地域が一つになり、ランナーを迎えているということです。

金さんは、そのボストンにいびがわが似ていると感じられたそうです。とてもありがたい事です。

みなさん、全国から集まるランナーを、あなたの心で、そして町をあげて迎えてみませんか？

事務局では、「地域応援団」と題して、ランナーを応援するみなさんをサポートします。



横断幕ありがとう！



あなたの心を届けましょう！



おばあちゃんの温かい拍手が心を打ちます

◆地域応援団大募集◆

応援の方法は、自由です。横断幕、メガホン、旗などを友だちや家族で作っても楽しいですね。また、サークルの皆さんで、踊ったり、楽器を演奏したりという応援もいいですね。何か必要な材料があれば(大きな布・B紙・板)マラソン事務局までご相談ください。

町をあげての応援です。みなさんのユニークな力強い応援をお待ちしております。事務局：0585-21-3100

藤橋権現太鼓

中間地点では、勇ましい太鼓の音が響き、ランナーが後半に向かって力をつけます！



国民健康保険被保険者証・

福祉医療受給者証(重度心身障害者・母子家庭等)の更新について

平素は、国民健康保険制度運営、福祉医療制度にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在お手元の国民健康保険被保険者証は、平成18年9月30日が有効期限となっています。

また、福祉医療受給者証(重度心身障害者・母子家庭等)につきましても平成18年9月30日が有効期限です。対象者には、更新のご案内を郵送させていただきますので、更新手続きにお越しください。

更新日時・更新場所は案内通知に記載されています。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場住民課 TEL 0585-22-2111

町税などの納期限のお知らせ

8月31日(木)は 町(県)民税(2期分)、国民健康保険税(4期分)、介護保険料(3期分)の
10月2日(月)は 国民健康保険税(5期分)の納期限です。

納め忘れのないように、早めに納めましょう。また、口座振替で納付されている方は、納期限前日までに預貯金残額の確認と入金をお願いします。

※町税などの納付は安全で便利な口座振替で